第１章　計画策定の趣旨

個人の尊重と男女平等を基本的人権として保障する日本国憲法の施行から間もなく67年になります。この間、各種の法律や制度が整備され、男女平等の実現に向けて様々な取組が進み、男女共同参画に関する意識も徐々に改善されてきました。

日野町においては、男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野への「共同参画」の実現をめざし、平成21年に10年間を計画期間とする「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン21～（改定）」を策定し取組を進めてきました。しかし、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などが存在し、男女平等の達成には課題が残されています。

今日の社会環境は、少子化・高齢化の進展、経済・産業構造の変化、情報化、国際化など急速に変化するなかで、環境、教育などにもいろいろな課題が出てきています。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正により基本計画の策定が努力義務とされたことや、東日本大震災を教訓として防災分野における男女共同の促進に取り組むことが課題となっています。

今日までの推進状況を検証し、現状を踏まえ、国・県とも連携した中で、さらに計画の実効性を高めるため、平成26年度から平成30年度までの後期５年間を期間とする「後期計画」を策定しました。